

さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

さくら社会保険労務士事務所

横浜市港北区綱島東 5-4-5-108

電話：045-716-6080

e-mail: sakura.office8@gmail.com

「確定拠出年金」の資産の多くが運用されず塩漬けに

◆約 57 万人分の資産が運用されず

確定拠出年金（DC）制度で運用されずに放置されている預かり資産が今年 3 月末時点で 1,428 億円（約 57 万人分）に上ることが判明したそうです。原因の多くは、勤務先で「企業型」に加入していた加入者が転職時などに必要な手続きを行わなかったためです。

前年より約 207 億円も増加しており、この 5 年間では約 2.6 倍になりました。これらの資産は厚生労働省所管の国民年金基金連合会に移されて「塩漬け」になり、加入者は老後資金の運用機会を逃していることとなります。

◆企業型 DC の加入者は離転職時に注意が必要

確定拠出年金法では、企業型 DC の加入者が DC を設けていない会社へ転職したり、自営業に変わったりした場合、個人型 DC への

切替えや、加入の状況によっては一時金受取りの手続きを 6 カ月以内にとらなければなりません。

必要な手続きをとらなければ、資産は国民年金基金連合会に自動的に移されます。

この資産は運用されないので利息がつかないうえ手数料が差し引かれるため、目減りしていくこととなります。

◆資産がゼロになったケースも

移管された資産は、残高がゼロになった人を除いて 1 人平均約 42 万円で、残高別では、100 万円超 200 万円までが 2 万人、200 万円を超える人が 1 万 3,000 人等となっています。

約 57 万人分のうち約 23 万人分は、資産がなかったり金額が小さかったりしたこともあって、残高はゼロになっています。

◆周知対策が急務

厚生労働省は企業に対し、DC 加入の退職者に必要な手続きを説明する義務を

課していますが、罰則はありません。

多くの企業が何の説明もしていないのが実情と言われ、老後のために運用するはずの資産がムダになりかねない事態となっています。国民年金基金連合会も、資産を本来の持ち主に返そうと、通知を毎年送っています。

厚生労働省は、先月、年金記録を管理する機関に対し説明の強化を求めました。確定拠出年金法の改正で対象者が大幅に広がるなど、関心が高まっている中で、加入者への情報の周知や教育が一層求められることになりそうです。

「公益通報者保護制度」見直しへ ～退職者や役員も保護の対象に！

◆10 年ぶりに見直しへ

企業や行政機関の不正を告発・通報した者が不利益な処遇や報復を受けることを防止する「公益通報者保護制度」ですが、平成 18 年の施行以来、10 年ぶりに見直しが議論されています。

今回は、消費者庁の有識者検討会が今月 9 日に見直しに向けた最終報告書をまとめましたので、その内容をご紹介します。

今後、消費者庁は通報者が受ける不利益の実態調査や経済団体と議論を交え、平成 30 年の通常国会以降の法改正を目指すとしています。

まだ少し先の話ではありますが、保護対象者の拡大や公表制度の設置など、企業にとっては気に掛けておくべき内容です。

◆検討内容(1)～通報窓口を一元化

現在は、各行政機関に通報受付窓口があり、通報を受けると各所轄行政機関が調査を行っています。

今回の見直し案では、消費者庁が一元窓口を設けて情報を関係機関に振り分け、対応を監視、また、可能なものは消費者庁自ら調査することも求めています。

◆検討内容(2)～保護対象の拡大

現在は「労働者」に限定している保護対象を退職者や役員まで広げる方向です。

通報を理由に退職者が退職金の不支給や再就職の妨害を受けたり、役員が解任や再任拒否が行われたりするおそれがあることから、保護対象に含めるよう検討を求めています。

◆検討内容(3)～違反事業者への行政措置

現行の公益通報者保護法

には、告発・通報を理由に、通報者に対して解雇や降格、減給など不利益な取扱いをすることを禁止していますが、罰則規定はありません。

そこで、行政機関が是正勧告しても従わない場合は、公表する制度を設ける方向で検討を求めるとしています。

◆検討内容(4)～斡旋・調停等の導入

通報者と会社との間で紛争になった場合に、行政機関が斡旋や調停、指導をする制度の導入を求めるとしています。

1月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、28年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計

表>の提出 [税務署]

- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
 - 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
 - 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
 - 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
 - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
 - 労働保険料納付<延納第3期分>
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
 - 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
 - 固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]
- 本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで**
- 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]
 - 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

～当事務所より一言～